

小矢部市中小企業等GX推進補助金Q & A (よくある質問)

【目次】

1. 制度の概要・対象者
2. 対象設備・更新の定義
3. 店舗兼住宅・テナント・賃貸
4. 発注先・見積り・市内事業者要件
5. 対象経費・除外経費
6. 申請・審査・変更手続き
7. 工事・廃棄・マニフェスト (重要)
8. 支払・経理・実績報告
9. その他 (承継・廃業等)

1. 制度の概要・対象者

Q1. この補助金の目的は何ですか？

A1. エネルギー価格高騰に直面する市内中小企業の「経営コスト削減」と「脱炭素化 (GX)」を同時に支援するものです。省エネ性能の高い設備へ更新することで、固定費 (電気代等) の削減を応援します。

Q2. 個人事業主ですが、対象になりますか？

A2. はい、対象になります。

市内に住所 (住民登録) があり、かつ市内に事業所 (店舗や工場など) を有し、実質的な事業活動を行っている方であれば申請可能です。

Q3. 私は農業 (林業・漁業) を営んでいますが、対象になりますか？

A3. 原則対象外ですが、一部対象となる場合があります。

生産活動 (ビニールハウスの暖房やトラクター等) は対象外ですが、「直売所 (小売業)」や「農産物加工場 (製造業)」などを併設しており、その店舗等の設備を更新する場合は対象となります。

Q4. フランチャイズ (FC) の加盟店ですが、対象になりますか？

A4. 経営者が中小企業であり、自社資産とする場合は対象です。

FC本部（大企業）の直営店や、設備が本部からの貸与・リースである場合は対象外ですが、加盟店オーナー（中小企業者）が自らの費用負担で購入し、自社の資産として計上する場合は対象となります。

Q5. 医療法人、社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人は対象ですか？

A5. 対象外です。

本補助金における「中小企業者」は、中小企業基本法に基づく会社（株式会社、合同会社等）及び個人事業主を指します。

Q6. 開業したばかりで確定申告書がまだありませんが、申請できますか？

A6. 可能です（ただし条件があります）。

開業届や事業実態が分かる書類（賃貸契約書等）があれば申請可能です。ただし、本事業は「既存設備の更新」が必須要件ですので、「居抜き物件で、元々あった設備を更新する」といった場合に限られます。何もない状態からの新規購入は対象外です。

Q7. 予算の上限に達したらどうなりますか？

A7. 受付を終了します。

先着順で受付を行い、申請総額が予算額に達した時点で締め切ります。

2. 対象設備・更新の定義

Q8. 壊れて動かないエアコンを買い替えたいのですが、対象ですか？

A8. 対象外です（現に稼働している設備のみ対象です）。

本事業は、現在稼働している設備を省エネ設備に入れ替えることによる「削減効果」を目的としています。

すでに故障して動かない設備や、使用を停止している設備の更新は、新たなエネルギー消費を伴うため対象外となります。

Q9. 新しい部屋を作ったので、そこにエアコンを新設したいのですが。

A9. 対象外です。

本事業は「既存設備の更新（入れ替え）」のみを対象としています。単なる増設や新規設置は、エネルギー消費量が増えるため対象外です。

Q10. 家庭用のエアコンや冷蔵庫は対象になりますか？

A10. 省エネ基準を満たせば対象になります。

- エアコン・冷蔵庫・照明： 事業所で使用するもので、手引きに定める省エネ基準（★3以上等）を満たしていれば、家庭用モデルでも対象です。
- 給湯器： 「業務用」に限ります。家庭用（住宅用）として販売されている製品は対象外です。

Q11. エアコンの室外機だけ交換したいのですが。

A11. 対象外です。

室内機・室外機のセット更新に限ります。

Q12. 照明器具の「球（ランプ）」だけLEDに交換したいのですが。

A12. 対象外です。

管球のみの交換は消耗品の交換とみなされます。照明器具本体（台座やカバー含む）ごとの交換が必要です。

※また、既にLED照明であるものを、新しいLED照明に交換する場合も、省エネ効果が低いため対象外です。

Q13. 申請後にメーカーの在庫切れで、機種を変更してもいいですか？

A13. 可能ですが、必ず事前に「変更承認申請」が必要です。

無断で機種を変更した場合、省エネ基準を満たしているか確認できないため、補助金が交付されない場合があります。また、金額が上がっても補助金は増額されません。

3. 店舗兼住宅・テナント・賃貸

Q14. 自宅兼店舗の場合、エアコンは対象になりますか？

A14. 店舗・事業所部分のみ対象です。

居住スペース（リビングや寝室）の設備は対象外です。図面や現況写真で、明確に事業用スペースであると判断できる場合に限りです。

Q15. 事務所のバックヤードや、従業員の休憩室のエアコンは対象ですか？

A15. はい、対象です。

接客スペースだけでなく、事業活動に必要な管理部門や厚生施設（休憩室・更衣室）も対象となります。

Q16. 賃貸物件（テナント）で営業しています。対象設備を導入する際の注意点はありますか？

A16. 賃貸物件の場合、以下の点に十分ご注意ください、必ず事前に物件所有者（大家さん等）と協議の上でご申請ください。

①所有者の事前の承諾

建物の壁、天井、屋根等に固定する設備（天井埋込型エアコン、LED照明器具、給湯器、変圧器、遮熱塗装など）の更新は、必ず所有者の承諾を得てください。無断で施工した場合のトラブルについて、市は一切責任を負いません。

②退去・移転時の補助金返還リスク（重要）

補助金で導入した設備には、法定耐用年数による「処分制限期間」が設定されます。この期間内に店舗を退去・移転・廃業する場合において、設備を「残置（大家さん等へ譲渡）」したり、「解体（廃棄）」したりする場合は、原則として補助金の一部返還が必要となります。

※移転先に設備を「移設」して自社で使い続ける場合は返還不要ですが、LED照明や給湯器、遮熱塗装などは移設が困難なケースが多いため、賃貸借契約の残り期間や事業継続の見通しを十分に考慮した上でご申請ください。

Q17. 空き店舗（居抜き物件）を借りて事業を始めます。元々ついていた古いエアコンの更新は対象ですか？

A17. そのエアコンが「稼働する（動く）」状態であれば対象です。

賃貸借契約済みであり、かつ既存の設備が故障しておらず、現に使用できる状態であれば更新対象となります。

壊れて動かない設備を更新する場合は、実質的な「新規設置」とみなされるため対象外です。

Q18. 申請後に物件を借りて、そこにある設備を更新したいのですが。

A18. 対象外です。

申請時に現況写真（更新前の状態）を提出できない設備は対象外となります。

4. 発注先・見積り・市内事業者要件

Q19. 市内業者と市外業者、どちらに頼めばいいですか？

A19. どちらでも可能ですが、補助上限額が異なります。

- 市内業者（上限額：中小 50 万円／小規模 25 万円）

市内に本店、支店、営業所等の実態のある事業所を有し、当該市内の店舗で契約および支払いを行う場合。（法人の本社所在地が市外であっても、市内の店舗等で直接取引を行う場合は市内業者として扱います。）

- 市外業者（上限額：中小 25 万円／小規模 12.5 万円）

市内に拠点（店舗等）がない事業者への発注や、インターネット通販を利用した場合。

Q20. 募集開始日（3月13日）より前に取った見積書で申請できますか？

A20. はい、可能です。

申請受付が始まる前に取得した見積書でも、内容に変更がなければそのまま使用して差し支えありません。

ただし、発注（契約）や工事着工については、必ず市の審査を受け、「交付決定通知書」が届いてから行う必要がありますのでご注意ください。

Q21. 機器はネット（市外）で購入し、工事は市内業者に頼む場合の上限額は？

A21. 「市外業者」扱い（低い方の上限額）になります。

支払先の一部にでも市外事業者が含まれる場合は、事業全体の上限額が引き下げられます。

Q22. 親族（親や子）が経営する会社に発注してもいいですか？

A22. 対象外です。

申請者の配偶者や、2親等以内の親族（親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫）との取引は、不正防止の観点から補助対象外としています。

Q23. 電気工事業者（自分）が、自社の事務所のエアコンを更新する場合、どうなりますか？

A23. 「仕入れ原価」のみ対象となります。

自社で施工する場合、自社の利益や施工費（人件費）は対象外です。メーカーや問屋からの

「仕入れ請求書」など、原価が分かる書類が必要です。自社発行の領収書は認められません。

5. 対象経費・除外経費

Q24. 申請書の「機器費」「工事費」「処分費」には、具体的にどのような費用を書けばいいですか？

A24. 以下を参考に振り分けて記入してください。

- **【機器費】**： 設備本体、室外機、リモコン、付属品、遮熱塗装の材料費など
※「形として残るモノ」の代金です。
- **【工事費】**： 据付工事、配管・配線工事、足場代、既存設備の撤去費（取り外す作業賃）など
※「作業にかかる手間賃」や「設置部材費」です。
※変圧器（トランス）を交換する場合で、キュービクル（箱）ごと交換が必要な場合は、キュービクル（箱）は工事費に含めてください。
- **【処分費】**： 収集運搬費、処分料、家電リサイクル料、マニフェスト発行料、フロン回収費など
※「ゴミとして捨てるために業者に払う費用」です。

Q25. 「消耗品費」は対象外とありますが、工事に使うテープやネジ、結束バンドなども対象外ですか？

A25. いいえ、工事に必要な部材は「対象」です。

工事を行うために不可欠な副資材（配管、金具、ネジ、テープ、養生材など）は、見積書等の名目が「消耗品」や「雑材費」となっている場合でも**補助対象**となります。

【対象外となる「消耗品」の例】

- 設置後のメンテナンス用品（交換用フィルターの予備、掃除用洗剤、潤滑油など）
- 事務用品（写真撮影用のカメラ、申請書類用のファイル、文房具、切手など）
- リモコン用の乾電池（※製品に同梱されている試供品は除く）

Q26. 消費税は対象ですか？

A26. 対象外です。

免税事業者であっても、補助対象経費はすべて「税抜金額」で計算します。

Q27. プレミアム付商品券やポイントで支払えますか？

A27. できません。

公的な支援を受けている「プレミアム付商品券」の併用は不可です。また、ポイントやクーポン利用分は「値引き」とみなされ、補助対象経費から差し引かれます。

Q28. 申請にかかる手数料（証明書代、印紙代）は対象ですか？

A28. 対象外です。

公租公課（税金、証明書代、印紙代）、振込手数料、処分費以外の不用品処分代などは対象外です。

Q29. 自分で取り付け（DIY）する場合、材料費は対象になりますか？

A29. 機器等の購入費のみ対象です。

ご自身の作業に対する人件費は対象外です。また、エアコン等のフロン回収が必要な機器は、必ず専門業者による適正処理（マニフェスト等）が必要です。

6. 申請・審査・変更手続き

Q30. すでに工事を始めてしまいましたが、申請できますか？

A30. 絶対にできません。

「交付決定通知書」が届く前に発注・契約・着工した経費は一切対象になりません。

Q31. 見積書に決まりはありますか？

A31. 「一式」ではなく内訳が必要です。

「機器費」「工事費」「処分費」「諸経費」などが区分されているものをご用意ください。

Q32. 申請書類に印鑑は必要ですか？

A32. 原則、押印は不要です。

本市では行政手続における押印廃止を進めており、申請書等への押印は求めていません（氏名等の記入のみで可）。ただし、見積書や領収書などの添付書類については、発行元の規定に従ってください。

Q33. 申請書は代行業者に出してもらってもいいですか？

A33 原則、事業者本人が申請してください。

書類作成をサポートしてもらうことは構いませんが、申請内容についての責任は申請者が負います。なお、成功報酬等の代行手数料は補助対象外です。

7. 工事・廃棄・マニフェスト（重要）

Q34. 「マニフェスト」や「家電リサイクル券」の手続きは難しそうですが、自分でやるのですか？

A34. いいえ、販売店や工事業者にお任せすれば大丈夫です。

これらは、処分を行う業者（電気屋さんや工事業者）が発行するものです。ご自身で複雑な書類を書く必要はありません。

見積りや契約の際に、販売店や業者の方へ「市の補助金を使うので、廃棄した時の『マニフェスト（またはリサイクル券）』の控えを必ずください」と伝えておくだけで大丈夫です。

Q35. 「家電リサイクル券」と「マニフェスト」の違いは何ですか？

A35. 捨てる機器の種類によって変わります。

- 家庭用製品（ルームエアコン、家庭用冷蔵庫など）：
「家電リサイクル券」になります。（家庭用として作られた製品であれば、事業所で使ってもこちらになります）
- 業務用製品（パッケージエアコン、業務用冷蔵庫など）：
「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」になります。（産業廃棄物として処理されます）
※どちらになるか分からない場合は、工事業者に「これを捨てるか証明書はどっちになりますか？」と確認してください。

Q36. 古い設備を業者に「下取り」してもらい、安く済ませたいのですが。

A36 原則対象外です（廃棄証明が必須です）。

本事業は「古い設備を廃棄すること」が条件です。下取りされて中古市場で再販される場合は対象外です。

※ただし、名目下取りでも、実際には廃棄され「マニフェスト」等が発行される場合限り、下取り額を差し引いた実費を対象として認めます。

Q37 古い設備を友人に譲ったり、リサイクルショップに売ったりしてもいいですか？

A37. 対象外です。

再利用（リユース）は認められません。必ず廃棄（リサイクル）してください。

Q38. 実績報告時、廃棄の証明書は必ず必要ですか？

A38. はい、遮熱塗装など、既存設備の撤去を伴わない事業以外は必須です。

- 家電製品：家電リサイクル券の写し
- 業務用機器：産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
これらが無い場合、補助金は交付できません。事業者が発注・契約する前に（できれば見積もり取得段階で）、必ず「家電リサイクル券の写し」又は「産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し」が必要である旨を伝えてください。
（遮熱塗装など、既存設備の撤去を伴わない事業については提出不要です）。

Q39. マニフェストの「E票」が期限（2月末）までに届きそうにありません。

A39. 1月中の処分を推奨しますが、間に合わない場合はご相談ください。

E票の発行には1~2ヶ月かかる場合があります。どうしても間に合わない場合は、中間処理の「D票」と「後日提出する旨の誓約書」で仮受付する等の対応を行いますので、事前にご連絡ください。

8. 支払・経理・実績報告

Q40. クレジットカード払いは可能ですか？

A40. 可能ですが、口座引き落としの確認が必要です（要注意）。

実績報告期限（2月28日）までに口座からの引き落としが完了している必要があります。カードの利用日が2月中でも、引き落としが3月以降になる場合は補助対象外（0円）となります。※実績報告時には、カード利用明細に加え、引き落としが確認できる「通帳の写し」等を必ず提出していただきます。

Q41. リース契約や割賦（ローン）は対象ですか？

A41. リースは対象外ですが、割賦（ローン）は対象です。

所有権が移転しないリースは対象外です。割賦・ローン等の場合、実績報告時までに全額の支払いが完了している（完済している）必要があります。

Q42. 領収書の宛名が「個人名」ですが大丈夫ですか？

A42 個人事業主の方は OK、法人は NG です。

個人事業主は代表者個人名で構いませんが、法人の場合は必ず「法人名」の領収書が必要です。

Q43. 事務室のエアコンと工場のコンプレッサ、別々に申請できますか？

A43. まとめて 1 回で申請してください。

申請は 1 事業者につき 1 回限りです。

Q44. 実績報告書に添付する写真は、どのようなものが必要ですか？

A44. 「設置状況」と「型番」が分かる写真です。

部屋全体の設置状況に加え、機器の銘板（型番や製造番号が書いてあるシール）のアップ写真を必ず撮影してください。遮熱塗装の場合は、施工後の屋根全体の写真に加え、必ず「使用した塗料缶（製品名が分かるラベル部分）」の写真を撮影し、添付してください。

9. その他（承継・廃業等）

Q45. 申請後に事業主が亡くなり、子供が事業を引き継ぎました。

A45. 「承継」の手続きが必要です。

補助事業の権利義務を引き継ぐための「誓約書」等の提出が必要です。無断で名義を変えると補助金が受け取れない場合があります。

Q46. 補助金をもらった後、すぐに店を辞めてもいいですか？

A46 補助金の返還を求める場合があります。

事業継続を支援する補助金ですので、実績報告時に廃業している場合は交付されません。また、交付後であっても、耐用年数内に事業を廃止したり設備を処分したりする場合は、事前に市の承認が必要となり、補助金の一部返還を求めることがあります。

Q47. 他の補助金（国のものづくり補助金等）と併用できますか？

A47. 同一設備に対する重複受給はできません。

エアコンは市の補助金、冷蔵庫は国の補助金、といった分け方は可能ですが、一つのエアコンに対して両方の補助金をもらうことはできません。